

松江市消防団消防用自動車等運転管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松江市消防団の運営に関する規程に定めるものの他、松江市消防団における消防用自動車等（以下「消防車等」という。）の適正な管理及び安全な運行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「消防車等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 消防ポンプ自動車
- (2) 可搬動力ポンプを積載した消防用自動車
- (3) 可搬動力ポンプ
- (4) 広報車及び指揮車

2 「機関担当員」とは、消防車等の運転操作等を行う者をいう。

(管理の統括)

第3条 消防団長は、消防車等の管理を統括するとともに、管理の適正を期するため、消防車等の管理について方面団長から報告を求め、調査し、又は方面団長に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(管理責任)

第4条 方面団長は、所属に配置された消防車等の保守管理及び取扱いを適正に行うため、必要な措置を講じなければならない。

(修繕等の要求)

第5条 消防車等の部品の購入及び修繕は、あらかじめ消防総務課及び消防団室（以下「消防総務課等」という。）の長の承認を得て行うものとする。

(機関担当員の配置)

第6条 消防車等を装備する消防隊（分団又は班等）ごとに、原則として、機関担当員を2名以上置く。

(機関担当員の資格)

第7条 機関担当員は、次の事項をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 消防団員として2年以上勤続していること。
- (2) 普通自動車又は準中型自動車運転免許証を取得してから2年以上経過していること。
ただし、準中型自動車の機関担当員をする場合は、普通自動車又は準中型自動車運転免許証を取得してから3年以上経過していること。

(3) 該当種別車両の運転に必要な運転免許を取得していること。

2 分団長は、毎年度、機関担当者になる者を選定し、消防団長に報告するものとする。

3 機関担当者を変更する場合は、随時、消防団長に報告するものとする。

(消防車等の運転及び操作)

第8条 消防車等の運転及び操作は、機関担当者が行う。ただし、機関担当者が不在の場合は、分団長、副分団長又は班長（以下「分団長等」という。）が指名した者が行うことができる。

(機関担当者の役割)

第9条 機関担当者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 消防車等の運転及び操作を安全確実に行うこと。

(2) 消防車等を定期的に点検し、修理点検が必要な場合は、必要な情報を収集し消防総務課等まで連絡すること。

(3) 消防車等に車検その他の管理上必要な事項が発生した場合、消防総務課等との連絡調整等図るものとする。

(事故報告)

第10条 消防車等の運転者は、その運転する消防車等を損傷し、又は亡失し、その他運転中に事故を生じたときは、直ちに応急処置をとるとともにその状況を分団長等及び消防総務課等に急報しなければならない。

2 分団長等は、前項の報告を受けたときは、直ちに方面団長及び消防総務課等と協議して事故の状況について調査し、所要の処置を講じた後、運転者に自動車事故報告書を作成させなければならない。

3 方面団長及び分団長は、前項の調査結果を消防団長に報告しなければならない。

4 消防総務課等は、第1項の報告を受けたときは、その旨を消防総務課等の長に報告するものとする。

(次期機関担当者の育成)

第11条 分団長等は、機関担当者の育成に努めなければならない。

2 前項の育成のため消防車等を機関担当者以外の者に運転させる場合は、分団長等又は機関担当者が、助手席に位置し安全管理に努めなければならない。

(分団長等の役割)

第12条 分団長等は、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 運転者に交通関係法規を遵守させ、安全運転を行うよう監督すること。

(2) 運転者の健康状態に留意し、疾病、疲労等により安全運転が行われ難いと認められるときは、運転業務に従事させないこと。

(3) 運転者に別表第1に定める項目を確認するための車両日誌（以下「日誌」という。）を記録させること。

（同乗者の遵守事項）

第13条 車両の同乗者は、左右の安全確認を行い、及び後退に際しての誘導に当たる等運転者の安全運転及び事故防止に努めなければならない。

（運転者の遵守事項）

第14条 運転者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 消防車等を周到な注意をもって取り扱い、当該車両を損傷し、又は亡失しないように留意すること。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の交通関係法規を遵守し、安全運転を行うこと。

(3) 運行の開始前において、1日1回、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第47条の2第1項の規定により日常的に点検すべき事項について点検を行い、整備の状況を確認すること。

(4) 運転を終わったときは、速やかに当該車両を点検し、必要な整備を行い、日誌に必要事項を記録するとともに、異常を認めたときは、分団長及び消防総務課に報告し、指示を受けること。

(5) 消防車等及び車庫内外の清掃整理を常に行い、火災及び盗難の防止に努めること。

(6) 運転技術の向上に努め、円滑な業務の推進に努めること。

（消防車等の点検）

第15条 消防車等を装備する消防隊（分団又は班等）ごとにおける点検は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 使用前点検 毎始動時に行う点検

(2) 使用后点検 消防車等の使用後に行う点検

(3) 定期点検 車両法第48条第1項の規定により行う点検

（消防車等の整備）

第16条 消防車等を装備する消防隊（分団又は班等）ごとにおける整備は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 日常整備 使用前点検及び使用后点検の結果により、油脂類の補給、調整及び清掃等簡易な整備を行うこと。

(2) 臨時整備 各分団及び各班の長が必要と認めた場合に整備を行うこと。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 14 条、第 16 条関係）

点検箇所		点検内容
1	ブレーキ	1 ブレーキペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であり、かつ、片ぎきがないこと。 2 パーキングブレーキの作動が適当であること。
2	タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 タイヤに異常な摩耗がないこと。 4 タイヤに異物がささってないこと。
3	燃料装置	1 燃料の量が十分であること。
4	灯火装置・方向指示器	1 作動が不良でないこと。
5	レンズ	1 汚れ及び損傷がないこと。
6	後射鏡及び反射鏡	1 写影が不良でないこと。
7	反射器及び登録番号	1 汚れ及び損傷がないこと。
8	損傷	1 車体に損傷がないこと。 2 作動が不良でないこと。

その他

- 1 使用する所属等
- 2 運転者名
- 3 運行した時間
- 4 運行後の累計走行距離